

I 私立専門学校等第三者評価事業について

1 私立専門学校等第三者評価システムの概要

第 三 者 評 価 の 目 的 と 方 針

(1) 目的 機構が実施する専門学校等第三者評価事業は、以下の目的を持っています。

- ① 専門学校教育の質・水準の明確化
- ② 専門学校教育の質・内容の向上
- ③ 専門学校の社会的認知の向上
- ④ 専門学校のステークホルダーとの協同関係の向上
- ⑤ 学校選択への利便性提供

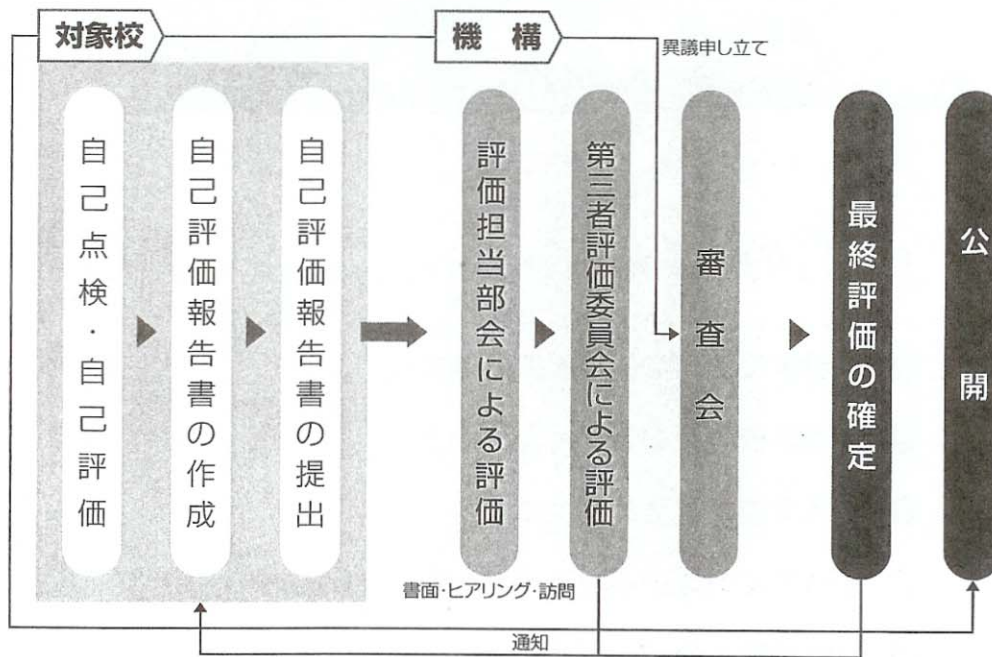
(2) 方針 専門学校等第三者評価の方針は以下のとおりです。

- ① 「専門学校等評価基準」に基づく評価
- ② 自己評価に基づく評価
- ③ 業界関係者など外部者も含む評価
- ④ 透明性・公開性の高い評価

評価の全体像

(1) 評価のステップ

第三者評価は、対象校の自己点検・自己評価から始まる以下の手順で実施されます。



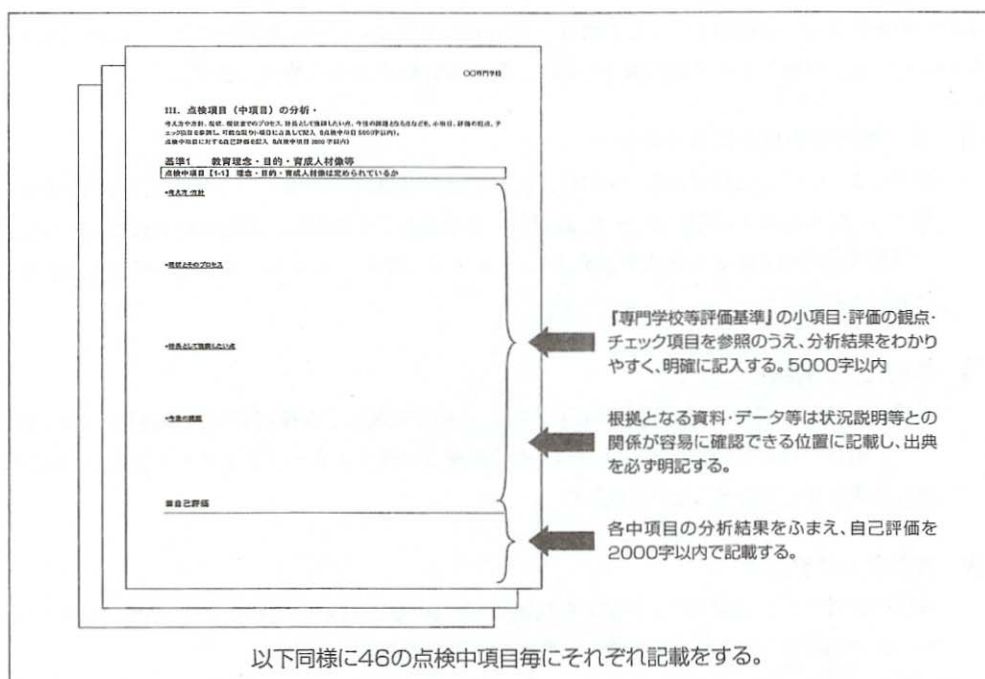
① 自己点検・自己評価の実施

第一のステップは、評価を受ける学校による自己点検・自己評価の実施です。第三者評価における自己点検・自己評価は、各校が自主的に行う自己点検・自己評価とは異なります。自主的に行う自己点検・自己評価では、評価基準や評価方法の設定や選択は各学校が任意に決めることになります。もちろんモデル的な評価基準や方法が外部に存在し（機構でも、自己点検・自己評価事業の一環として「自己点検・自己評価基準」や「東京フォーマット」などモデルを作成し、利用に供しています。）これを多くの学校が使用することがありますが、原則は学校の自主的な選択であり設定です。これに対して、第三者評価における自己点検・自己評価は、第三者評価を行う団体が定めた評価基準（この事業では「専門学校等評価基準」）と評価方法に基づいて、評価を受ける学校が実施し、その結果は評価団体による第三者評価の原資料となるべきものなのです。

もっとも機構が用意する第三者評価基準は、自己点検・自己評価事業における自己点検・自己評価基準と同じ考えで設定されています。また、学内に自己点検・自己評価委員会などの体制を作って実施するなど作業そのものも、同様といえるでしょう。

② 自己評価報告書の作成と提出

- I 10ある基準項目(大項目 資料「評価基準項目」参照)それぞれについて、学校としての考え方の基本、取り組みの方向、またそれら基本方針の背景となる事情などを1基準につき、最大3500字以内で自由に記述します。この内容は、学校の根幹の考え方を示す性質のもので、学校トップ自らによるか、もしくはその全面的な関与のもとに記述されることが期待されます。
- II 専門学校等評価基準における点検項目(中項目 資料「評価基準項目」参照)の一つ一つについて、学校は、
- a 考え方や方針、現状、現状までのプロセス、特徴として強調したい点、今後の課題となる点などを、『専門学校等評価基準』における小項目、評価の観点、チェック項目を参照し、可能な限り小項目に言及して、自己評価報告書に記入します(1点検項目につき最大5000字まで)。またその上で、
 - b その点検項目についての自己評価を記入する(記載イメージ参照、最大2000字まで)こととします。また記入内容と関連する資料も添付して、この報告書を機構に提出します。



*小項目、評価の観点及びチェック項目について

これらは、点検項目(中項目)について、自己点検、自己評価を進める際の参考としてください。これらに挙げられていない点検のための小項目や視点などがあれば、その根拠を記した上で、項目や視点を追加して下さい。

③ 機構による評価の実施

学校側の提出した自己評価報告書に対し、機構は以下の4段階で評価を実施します。

I 評価担当部会による評価

最初に評価を担当し第三者評価原案を作成します。評価は以下3つの方法で行います。

㊦ 書面調査

部会委員が、自己評価報告書の内容、関連資料を精査します。各点検項目への評価の基本方針、報告書の不明点、不足資料、確認を要する点などを明確にし、整理します。

㊧ ヒアリング調査

同じく部会委員が、機構が指定した場所で学校関係者に対して、書面調査において不明な点などの確認、不足する資料の有無の確認や再提示の依頼、評価の基本方向に関する裏付けなどを行います。

㊨ 訪問調査

点検項目のうち、実際に学校において確認を要する内容について、部会委員が学校に出向き、学校関係者の案内のもと、調査・確認します。

以上の調査を終えて、46項目の点検中項目についての評価および10の大項目についての担当部会としてのコメントを内容とする評価原案を作成し、第三者評価委員会に提出します。

II 第三者評価委員会による評価

学校による自己評価報告書および関連資料と評価担当部会の評価とその内容を記した評価原案に対し、担当部会の評価の妥当性、論理性、公平性などを検討し、問題点があれば、担当部会に確認や追加説明などの提出を求めます。その上で、機構としての第一次評価を確定し、学校に通知します。

III 学校による異議申し立て

機構から通知を受けた学校は、評価の内容について確認し、点検項目の評価結果とコメントについて納得のいかない点がある場合は、その根拠と関連する資料などを含めて提示し、評価に対し異議を申し立てることができます。

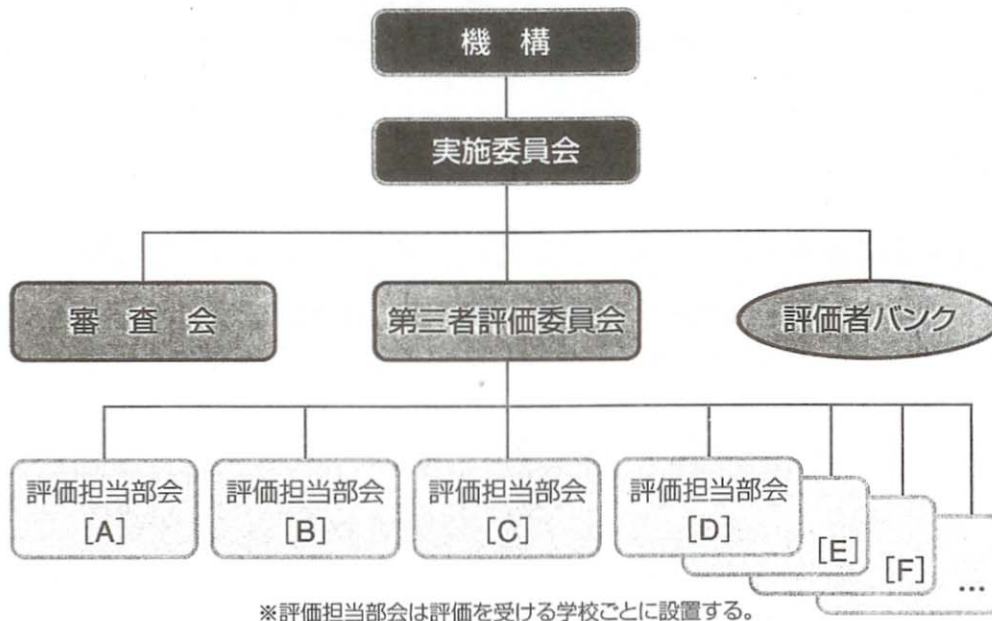
IV 審査会の最終評価

機構に設置された審査会は、学校から提出された異議の内容を、自己評価報告書、機構による第一次評価と照らし合わせて精査し、最終的な評価を確定します。

④ 実施校への通知と公開

審査会による最終評価は、学校側に通知されます。学校は、これを書面による閲覧やホームページへの掲載などの方法で公開しなければなりません。

(2) 機構の実施体制



① 評価担当部会の構成

専門学校関係者(教務部長、事務局長レベル以上)2名、同分野の業界関係者2名、教育についての専門家・識者1名、会計士1名の計6名で構成。評価を受ける学校の専門分野が2分野で収まらない場合は、分野の増加分に対応した同分野の業界関係者を増やすこととします。委員の選考は実施委員会が行います。

② 第三者評価委員会の構成

教育についての専門家・識者1名、専門学校関係者(上記と同じ)2名、計3名で構成。委員の選考は理事会が行います。

③ 審査会の構成

機構の理事会が選考した3名(担当部会、第三者評価委員会、実施委員会の各委員は対象外)で構成します。

④ 実施委員会の役割と構成

第三者評価事業の運営全般を担当。理事会が選考する若干名で構成します。

⑤ 評価者バンクの役割と構成

機構が今後第三者評価事業を進めていくにあたり、会員校や業界などに評価者を依頼することになります。そこで評価者バンクという機関を設け、評価者候補の方たちに予め登録してもらいます。登録者には専門学校等第三者評価事業の意義、概要、評価の方法などについて研修を通じて知識を共有し、評価の予備訓練を受けてもらうことになります。

第 三 者 評 価

シ ス テ ム の 特 徴

専門学校等第三者評価システムには、他の高等教育機関に対する第三者評価に比べ、以下に示すように評価基準設定の原点や教育評価のありかた、そして評価の表現方法などに大きな特徴があります。これらの特徴は、専門学校等第三者評価事業の意図とも関連するものです。

(1) 評価基準の視座と第三者評価事業意図

専門学校を評価する基準をどういうところから設定するか、その基準設定の視座には、以下の3つがあります。また、これらの視座は、第三者評価事業の2つの意図を反映したものです。

- ① 法令・設置基準をクリアしているか
- ② 一般に高等教育に求められる事項や水準を満たしているか

→ ①及び②は、大学等の第三者評価に求められる視座と共通

専門学校等第三者評価において、①、②のような視座から評価基準が設定され、これに対し各専門学校がしっかりと自己点検・自己評価に基づき第三者評価を受け、その結果を公表することにより、専門学校が大学等と同じく高等教育機関としての諸要件を満たしていることを広く世間に認知してもらうことができます。

- ③ 学校・学科に対応する(=卒業生が活躍する)
専門分野の業界・職種における人材要件(知識・技術・人間性等)
に基づく教育であるか

→ ③は、職業教育機関である専門学校に特徴的な視座

また専門分野の業界からの評価については、職業教育機関であるからこそ明確に括り出せる評価観点であり、教育に関する評価を専門学校等第三者評価の大きな特徴とさせるものです。

(3) 評価の最終表現

専門学校等第三者評価の特徴として、評価結果をどのように表すかという点、評価の最終表現の方法が挙げられます。

① 点検項目の評価結果の提示

第三者評価の結果は、点検項目(中項目)について、「可」または「否」の判定とその判断理由をコメントによって示すかたちで学校に通知されます。学校による自己点検・自己評価もこの点検項目について行われたわけですから、その一つ一つの項目について機構として評価とコメントを示すことは当然です。

これら点検項目(中項目)は、評価体系としては、大項目にそれぞれ属します。一般には、また学校の機関別評価という観点からは、大項目さらには学校全体に対しても「基準を満たしているか」という評価を行うのが普通です。

今回の専門学校等第三者評価では、大項目、学校全体に対しての自己点検・自己評価は学校に求めています。また機構側の評価においても、同様に大項目、学校全体の評価は行いません。機構としては、点検項目の評価結果から大項目以上の段階の評価を導く理論的な根拠を見出すことは難しいと考えます。「ある大項目に属する点検項目の8割が基準を満たしていれば、その大項目も基準を満たしているとみなす」というような処理で、上位項目の評価をすることは理論的といえません。

点検中項目の分析・評価内容は、それぞれが学校の活動や状況を具体的に示します。この結果をそのまま公開し専門学校の実質を具体的にみてもらうことがまずは重要であると機構は考えます。

*ある点検項目(中項目)が、評価対象校に対し何らかの理由で評価項目として不適の場合、可否対象外として「適用外」と表示し、コメント欄にその理由を記すことがあります。

② 「可(基準を満たしている)」「否(基準を満たしていない)」のみを表現。 可否の程度は示さない

既に述べたように、点検項目の評価は、「可」または「否」の判断結果とその理由が示されるだけです。基準に対して「大いに」とか「非常に」または「やや」などの程度をあらわす言葉とともに、基準を上回るあるいは下回る段階を設ける評価方式がありますが、今回は採用しません。段階分けを根拠づける理論が見出せないことが大きな理由です。また①で述べたように評価結果だけではなく、個々の評価の具体的な内容を知ってもらうことが重要と考えるためです。

③ 10の基準項目(大項目)についての総合コメントを示す

各基準項目(大項目)について、評価担当部会が総合コメントをつけます。大項目内の点検項目(中項目)評価の概観や学校の特徴など、点検項目(中項目)の評価結果を見ていく上で、ガイドの役割を果たします。

基準 1 教育理念・目的・育成人材像等

- [1-1] 理念・目的・育成人材像は定められているか
- [1-2] 学校の特色はなにか
- [1-3] 学校の将来構想を抱いているか

基準 2 学校運営

- [2-4] 運営方針は定められているか
- [2-5] 事業計画は定められているか
- [2-6] 運営組織や意思決定機能は、効率的なものになっているか
- [2-7] 人事や資金での処遇に関する制度は整備されているか
- [2-8] 意思決定システムは確立されているか
- [2-9] 情報システム化等による業務の効率化が図られているか

基準 3 教育活動

- [3-10] 各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向付けられているか
- [3-11] 各学科の教育目標、育成人材像を構成する知識、技術、人間性等は、業界の人材ニーズレベルに照らして、また学科の教育期間を勘案して、到達することが可能なレベルとして、明確に定められているか
- [3-12] カリキュラムは体系的に編成されているか
- [3-13] 学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置付けをされているか
- [3-14] 授業評価の実施・評価体制はあるか
- [3-15] 育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか
- [3-16] 成績評価・単位認定の基準は明確になっているか
- [3-17] 資格取得の指導体制はあるか

基準 4 教育成果

- [4-18] 就職率(卒業生就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか
- [4-19] 資格取得率の向上が図られているか
- [4-20] 退学率の低減が図られているか
- [4-21] 卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか

基準 5 学生支援

- [5-22] 就職・進学指導に関する体制は整備され、有効に機能しているか
- [5-23] 学生相談に関する体制は整備され、有効に機能しているか
- [5-24] 学生の経済的側面に対する支援が全体的に整備され、有効に機能しているか
- [5-25] 学生の健康管理を担う組織体制があり、有効に機能しているか
- [5-26] 課外活動に対する支援体制は整備され、有効に機能しているか
- [5-27] 学生寮等、学生の生活環境への支援は行われているか
- [5-28] 保護者と適切に連携しているか
- [5-29] 卒業生への支援体制はあるか

基準 6 教育環境

- [6-30] 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか
- [6-31] 学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか
- [6-32] 防災に対する体制は整備されているか

基準 7 学生の募集と受け入れ

- [7-33] 学生募集活動は、適正に行われているか
- [7-34] 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか
- [7-35] 入学選考は、適正かつ公平な基準に基づき行われているか
- [7-36] 学納金は妥当なものとなっているか

基準 8 財務

- [8-37] 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか
- [8-38] 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか
- [8-39] 財務について会計監査が適正におこなわれているか
- [8-40] 財務情報公開の体制整備はできているか

基準 9 法令等の遵守

- [9-41] 法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか
- [9-42] 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか
- [9-43] 自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか
- [9-44] 自己点検・自己評価結果を公開しているか

基準 10 社会貢献

- [10-45] 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っているか
- [10-46] 学生のボランティア活動を奨励、支援しているか

2 平成20年度第三者評価事業の実施状況

(1) 募集説明会の開催

平成20年6月30日(月) ホテルグランドヒル市ヶ谷 2階「芙蓉」

(2) 評価申込校説明会の開催

平成20年8月4日(月) 機構事務局(東専各協会内)

(3) 第三者評価実施校

※ 50音順、 ※ () 内は学校所在地を示す。

- ① 専門学校神田外語学院(東京都千代田区)
- ② 東京医薬専門学校(東京都江戸川区)
- ③ 東京福祉専門学校(東京都江戸川区)

(4) 第三者評価の実施体制

第三者評価の実施体制図については、本書5ページをご覧ください。

① 第三者評価実施委員会

第三者評価事業の運営全般を担当

委員長 佐藤 武揚(学校評価検討委員会 副委員長・第二調査部会長)

委員 秋葉 英一(" 第一調査部会長)

委員 木下 豊(" 第一調査副部会長)

委員 関口 正雄(" 第二調査副部会長)

② 第三者評価の評価員(別記1の名簿のとおり)

・第三者評価委員会

評価担当部会の評価原案の妥当性、論理性、公平性などを審査。

1委員会につき、学識者1名、専門学校関係者2名で構成

・評価担当部会

評価対象校毎に設置し、書面調査、ヒアリング調査、学校訪問調査をもとに評価原案を作成し、第三者評価委員会に提出する。

1部会につき、学識者1名、企業関係2名、専門学校2名、公認会計士1名で構成

評価担当部会には、評価業務協力者も参加した。

※ 今回は異議申立を行った学校がないので、審査会は設置していない。

(5) 評価業務の実施状況

① 第三者評価業務の実施方法

本書2ページ掲載の「評価のステップ図」に沿って実施した。

② 自己評価報告書の提出

平成20年9月～11月

③ 評価業務の実施期間

平成20年12月～21年3月

(6) 評価結果の公開

- ① 評価を受けた学校においては、機構から通知された評価報告書（全文）を閲覧、印刷物配布、ホームページ掲載など、適切な方法を選択して公開することになっている。
- ② 機構においては、評価報告書（全文）を出版物として作成するとともに、機構ホームページにも掲載し、一般に入手できるようにする。

(別記1)

平成20年度第三者評価・評価員名簿

(敬称略・各欄50音順)

1 第三者評価委員会

秋葉英一・江島夏実・栗原正吏・佐藤武揚・関口正雄・滝紀子

2 評価担当部会委員等

(1) 学識経験者

小島和久・松本泰治・山本碩一

(2) 企業関係者

井樋治正・大井川智明・帯谷隆・中澤隆司・西村保秀・根岸正

(3) 専門学校関係者

犬塚浩之・大嶋久幸・大沼正昭・富岡功・村山公士・柳澤均

(4) 公認会計士

清水秀樹

(5) 評価業務協力者

荒井英治郎・中村裕・楊殿閣

(別記2)

平成19年度第三者評価実施校

※ 都道府県別・50音順。()内は学校所在地

- ① 東京栄養食糧専門学校（東京都世田谷区）
- ② 東京スポーツ・レクリエーション専門学校（東京都江戸川区）
- ③ 東京YMCA医療福祉専門学校（東京都国立市）
- ④ 日本電子専門学校（東京都新宿区）
- ⑤ 日本リハビリテーション専門学校（東京都豊島区）
- ⑥ ホスピタリティ ツーリズム専門学校（東京都中野区）
- ⑦ 臨床福祉専門学校（東京都江東区）
- ⑧ 島根リハビリテーション学院（島根県奥出雲町）

